

前橋市指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「市建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、市建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者並びに前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領に基づく登録者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、第7条に規定する前橋市指名停止審査会の意見を聴き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が、指名停止を行ったときは、契約監理課長及び市建設工事等の所管課長（以下「契約担当者」という。）は、市建設工事等に係る入札等（見積合わせ等の随意契約を含む。以下同じ。）において、指名停止の期間中の有資格者を指名してはならない。

3 契約担当者は、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 契約担当者は、一般競争入札において当該指名停止に係る有資格者の入札参加資格を確認し既に通知しているときは、当該通知を取り消すものとする。

5 契約担当者は、当該指名停止に係る有資格者が現に入札しているときは、当該有資格者の入札を無効とするものとする。

6 契約担当者は、当該指名停止に係る有資格者が現に入札し落札者となった場合は、当該有資格者と契約を締結しないものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期期間が36か月を超えるときは、36か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。ただし、指名停止の期間が36か月を超えるときは、36か月とする。

(1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た

場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第9号に該当したとき。
当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号、第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(5) 当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で行う談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に該当することとなった場合を除く。）。当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

（指名停止の解除）

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（報告義務）

第6条 有資格者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに契約監理課長に報告しなければならない。ただし、市建設工事等の契約において別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、当該建設工事等の所管課長に文書による報告を行うものとする。

2 有資格者が前項に規定する報告を怠った場合は、指名停止の期間を2倍（それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間にすることができるものとする。

3 市建設工事等の所管課長は、第1項ただし書の規定による報告があった場合は、速やかに、事故等報告書（様式第1号）により契約監理課長に報告しなければならない。

4 契約監理課長は、第1項前段及び第3項の規定による報告又は次に掲げる方法により指名停止に係る事実関係を確認したときは、当該有資格者の指名停止について、次条に規定する前橋市指名停止審査会の審査に付すものとする。

(1) 報道機関により報道された記事等の確認

(2) その他関係機関からの情報提供

（前橋市指名停止審査会）

第7条 第2条第1項又は第3条各項に規定する指名停止、第4条第5項に規定する指名停止の期間の変更及び第5条に規定する指名停止の解除の措置の審査を行うため、前橋市契約事務取扱規程（平成6年前橋市訓令甲第4号）第17条の規定に基づき設置する前橋市指名停止審査会（以下「審査会」という。）は、委員11人をもって組織する。

2 審査会の委員は、副市長、公営企業管理者、総務部長、こども未来部長、環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、水道局長及び教育委員会事務局教育次長の職にある者をもって充てる。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は公営企業管理者をもって充てる。

（職務）

第8条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故があるとき、又は委員長及び副委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第10条 委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めたときは、契約監理課長が

起案書を持ち回り、委員長、副委員長及び委員４人以上に回議することにより、前条の会議に代えることができる。

(庶務)

第１１条 審査会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(指名停止等の通知)

第１２条 市長は、第２条第１項若しくは第３条各項の規定により指名停止を行い、第４条第５項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第５条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対して遅滞なく指名停止通知書、指名停止期間変更通知書又は指名停止解除通知書により通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第１３条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害復旧その他急を要する建設工事の請負等のため特にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第１４条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が市建設工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第１５条 市長は、指名停止に至らない程度の契約の履行に係る事故等があった場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情処理手続等)

第１６条 指名停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申し立てについては、第１２条の通知で告知するものとし、その手続については別に定める。

(その他)

第１７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

１ この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

２ 前橋市建設工事請負業者指名停止基準（平成元年７月２５日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成６年１１月７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に生じた事故その他の事由に係る指名停止の措置については、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に生じた事故その他の事由に係る指名停止の措置については、
なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に生じた事故その他の事由に係る指名停止の措置については、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 市建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札に係る調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
（過失による粗雑履行） 2 市建設工事等に係る契約の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 3 市内における市建設工事等以外のもの（以下「一般建設工事等」という。）に係る契約の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、市建設工事等に係る契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市建設工事等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般建設工事等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故） 7 市建設工事等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般建設工事等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1週間以上4か月以内 当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次のア、イ又はウに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 3 次のア、イ又はウに掲げる者が前2号に掲げる公共機関以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上36か月以内 9か月以上27か月以内 6か月以上18か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内 1か月以上2か月以内
（独占禁止法違反行為） 4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 5 市建設工事等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 （競売入札妨害又は談合） 6 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等の契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 7 市建設工事等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 8 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等の契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑に	当該認定をした日から 2か月以上12か月以内 当該認定をした日から 9か月以上36か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 9か月以上36か月以内 逮捕又は公訴を知った日から

より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き。	3か月以上12か月以内
9 市建設工事等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札 妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から 12か月以上36か月以内
(建設業法違反行為)	
10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、 市建設工事契約の相手方として不適当であると認められ るとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
11 市建設工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事 の請負契約の相手方として不適当であると認められると き。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し 不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当で あると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され 、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第 45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方と して不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

年 月 日

（宛先） 契約監理課長

課長

事故等報告書

件名		
対象業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者又は受任者の氏名	
発生日時		
発生場所		
事故等の概要		

注 事故等の概要の項には、当該事故等に係る工事、業務等の名称及び事故等の発
生日時、場所、状況、発生原因、対策、経過等を記入し、必要に応じて資料を添
付すること。